家庭でのタブレット型パソコン使用のきまり

男鹿市教育委員会学校教育課

男鹿市の児童生徒一人ひとりに整備されたタブレット型パソコン(以下、タブレット端末)は、普段の授業に加えて学校からの指示により持ち帰り、家庭学習等で利用することがあります。タブレット端末は学習に役立てるための便利な道具ですが、使い方によっては多くの人に迷惑をかけたり、危険な目にあったりと心配されることもあります。

そこで、男鹿市教育委員会では、「タブレット型パソコン使用のきまり」を定めました。タブレット端末の使い方については学校でも指導しておりますが、お子様がタブレット端末を持ち帰った際は、お子様と以下の内容を確認・共有し、「安心・安全」に利用することができるよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

Ⅰ タブレット端末の使用目的

学校で貸し出すタブレット端末は、学校や家庭での学習活動で使うことにより、これからの未来を生きる子どもたちに求められる資質能力を高めることが目的です。

2 家庭での使用における注意事項

- (I)安全に利用するために**してはいけない事項**
 - ①タブレット端末を他人に貸したり、使わせたりする。
 - ②学校や保護者が管理する Wi-Fi 以外へ接続する。また、学校で教えられた接続方法以外でインターネットに接続する。
 - ③自分の ID、パスワードを他人に教える。
 - ④自分や他人の個人情報(名前、住所、電話番号、メールアドレス、 写真など)を、インターネット上にあげる。
 - ⑤学習に関係のないサイトの閲覧・利用、SNS への書き込み、写真・ 動画の配信。
 - ⑥家庭で使っているメールアドレスやアカウント、パスワードなどを使用する。
 - ⑦個人的に、メールアドレスやクラウド用アカウント等を作成し、利用 する。
 - ⑧学校の許可なく、ファイルのダウンロードやアプリのインストールをする。

- (タ)ハードウェア、ソフトウェアの設定変更をする。
- ⑩学校から指示されたもの以外のデータ(文書、画像、動画など)を タブレット端末に保存する。
- ①カメラ機能を使って撮影するとき、許可を得ないで撮影する。(人、建物、著作権に関わるものなど)
- (2) 故障・破損・紛失等を防ぐためにしてはいけない事項
 - ①登・下校中に、ランドセルやかばん、バッグから出して使用する。
 - ②家の人の目が届かない場所に保管する。
 - ③操作しながら移動したり、地面や床、落ちやすい高い場所に置い たりする。
 - ④重いものを乗せたり、かばんの底に入れたりする。
 - ⑤水がかかる場所や日光が強く当たる場所、ストーブの近くに置く。
 - ⑥充電をする際に、学校から配付されたアダプター以外のものを使 用する。
 - ※次のような場合は、すみやかに学校に連絡してください。
 - ○故障・紛失したとき、または盗難の被害があったとき
 - ○パスワードが第三者に漏れてしまった可能性があるとき
 - ○ウイルスの侵入、不正なアクセスや使用、データの改ざんや抹消等、またはそれらのおそれがある事実を発見したとき
 - ※故意に、またはきまりを守らずに故障・破損・紛失してしまった場合、 弁償していただくことがあります。
 - (3) 健康のために注意すること
 - ①タブレット端末を使用するときは部屋を明るくし、よい姿勢で、画面から目を30cm以上離します。
 - ②使用する時間は家族でよく話し合い、長時間使用しないように します。30分使ったらしばらくの間画面から目を離し、遠 くの景色を見たりまばたきをしたりして目を休ませます。
 - ③就寝直前のタブレット端末の使用を控えます。
- ※本文書にある「タブレット端末」とは、学校から貸し出した タブレット端末のことを表しています。

きまりに記載していること以外で判断に迷った場合、設定の 方法や使い方が分からない場合は、学校または男鹿市教育委員 会担当、橋本、清水(24-9101)までお問い合わせください。